



ワンポイント

知らないで損!?

介護保険制度を利用して住宅改修ができます

いつまでも住み慣れた自宅で暮らし続けるためには、段差の解消や手すりの設置など、高齢化に合わせた自宅のリフォームが必要になります。しかし費用の面からなかなか決断できずにいる方も多いのでは。そこで今回は、介護保険制度を利用した住宅改修について紹介します。

20万円までは自己負担額2万円

要介護（要支援）認定されている方が一定種類の小規模な住宅改修を行った場合に、改修費の9割又は8割が介護保険から支給され、自己負担は1割又は2割で済みます。改修の対象となる住宅は、介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅に限られます。

支給される金額は、要介護（要支援）の認定区分にかかわらず20万円（介護保険給付上限額18万円、自己負担額2万円）が上限で、超えた分は全額自己負担となります。

その他のポイント

- ・限度額内であれば、数回に分けて利用することもできます。
- ・1つの住宅に複数の要介護者がいる場合、一人ひとりに支給限度額が与えられます。
- ・要介護認定申請前に行った工事は支給対象となりません。

住宅改修の対象範囲

介護保険の支給対象となる「一定種類の小規模な住宅改修」は、次の6つに限定されます。

- 1 廊下、トイレ、浴室などの手すりの取り付け
- 2 居室や廊下、トイレ、浴室などの間の段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床、通路面の材料変更
- 4 開き戸から引き戸やアコーディオンカーテンなどへの扉の取替え
- 5 和式便器から洋式便器への便器の取替え
- 6 その他、1〜5の改修に必要な工事

賃貸住宅にお住まいの場合

オーナーの了承が得られれば賃貸住宅でも住宅改修は可能ですが、退去時には元に戻すなど、様々な条件が付加される事も多いようです。

このような場合は、福祉用具貸与を利用してみてはいかがでしょうか。取付けに際し工事を伴わないものに限りますが、手すりやスロープなど、ある程度は代用することができます。福祉用具貸与も介護保険の給付を受けることができ、支給限度額を超えた分は自己負担になります。



支給申請の流れ

- 1 ケアマネジャーに相談します
- 2 業者を選定し、改修プランを作成します
見積りは複数の業者からとって比較しましょう
- 3 支払方法（償還払い又は受領委任払い）を決めます
償還払い：一旦、費用の全額を施工業者に支払います
受領委任払い：自己負担分のみを施工業者に支払います
- 4 着工前に高齢者福祉課に申請します
着工前の申請が無いと改修費の支給を受けられません
- 5 工事をします
支給対象として適当かどうか自治体の確認が済んでから
- 6 工事後に改修費の支給申請をします
領収書原本と改修後写真が必要になります
- 7 支給額が指定の口座に振り込まれます